

5 接続先道路の配置と幅員

(1) 接続先道路の幅員

ア 接続先道路の幅員は、開発行為の目的に応じて、表3-5のとおりとします。(法施行令第25条第4号より)

表3-5 接続先道路の幅員(1)

開発行為の目的 区分	住宅	住宅以外
接続先道路の幅員	6.5m以上	9.0m以上

イ 開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、アによらないことができます。(法施行令第25条第4号後段括弧書より)

ここで、「開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるとき」とは、周辺の道路に接してすでに建築物が建ち並んでいる場合など、接続先道路についてアに規定する幅員を整備することが著しく困難である場合とします。この場合、開発区域の規模と予定建築物等の用途に応じて、表3-6に示す数値以上の幅員の道路を、車両の通行に支障がないものとして、接続先道路とすることができます。

表3-6 接続先道路の幅員(2)

予定建築物の用途 開発区域の規模	一戸建ての住宅	住居系 低層小規模 建築物	住居系 中高層大規模 建築物	住宅以外
0.1ha未満	4.0m(注1)			6.0m(注2)
0.1ha以上0.3ha未満		4.0m		
0.3ha以上0.5ha未満				
0.5ha以上1ha未満			6.0m	
1ha以上5ha未満				

(注1) 接続先道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路の場合、2.7m以上の幅員を現に有するものであって、開発区域から60m以内ごとに車両のすれ違い可能な道路空間(4m以上の幅員と5m以上の延長が必要)が確保されている又は60m以内ごとに他の既存道路(幅員が2.7m以上のもの)との交差点が存するものに限って、幅員4m以上の道路とみなすことができます。(図3-17参照)

(注2) 予定建築物が住宅以外の建築物であって、延べ床面積が500㎡以下であるものについては、接続先道路の幅員を別途協議し決定するものとします。

現行P58～61を参照

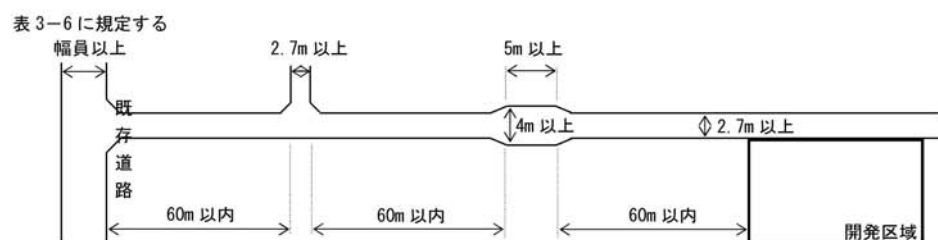


図3-17 表3-6(注1)の考え方

(2) 接続先道路の範囲

接続先道路の範囲は、開発区域内の主要な道路（区画道路又は接続道路）と接続する部分から、当該接続先道路の規定幅員以上の幅員を現に有する既存道路との交差点までとします。対象となる既存道路については、行き止まりであってはけません。（図3-18）

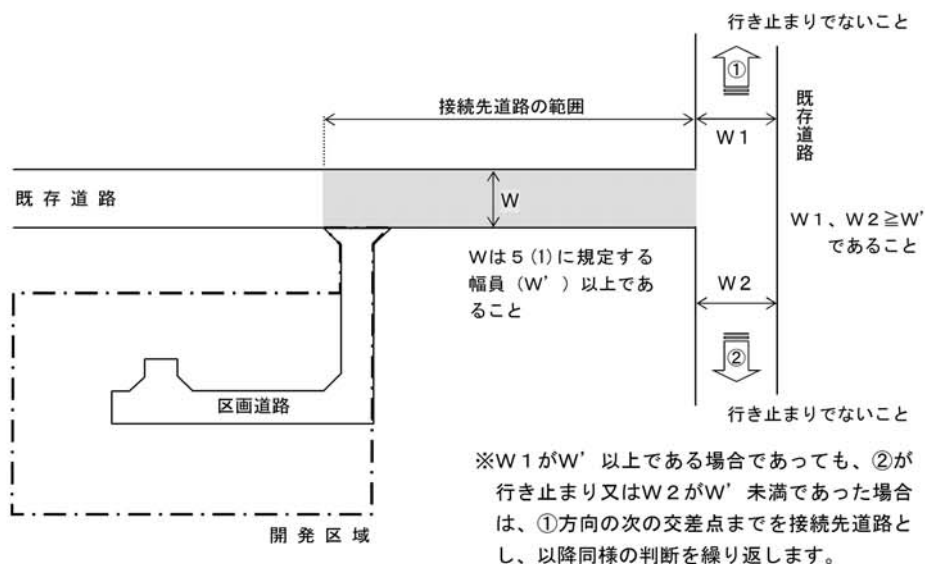


図3-18 接続先道路の範囲

(3) 接続先道路の拡幅整備

5(1)の規定により既存道路を拡幅する必要が生じた場合、原則として既存道路の中心線から両側に必要幅員の2分の1ずつの幅が確保できるように整備してください。なお、既存道路の対面に既に建築物が建ち並んでいる等、両側に拡幅することが困難である場合は、一方後退により必要幅員を確保するものとします。

この場合において、拡幅整備を行って道路とする部分は開発区域に含めるものとします。

建築基準法第42条第2項に規定する道路を接続先道路とする場合において、一方後退で必要幅員を確保する場合の取扱いについては、道路管理者及び建築関係部局と事前に別途協議してください。

現行P58～61を参照

6 市街化調整区域における開発行為の道路

市街化調整区域において、開発区域の面積が20ha以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く）を行う場合は、各予定建築物等の敷地から250m以内の距離に幅員12m以上の道路が配置されるよう計画してください。（法施行令第25条第3号より）

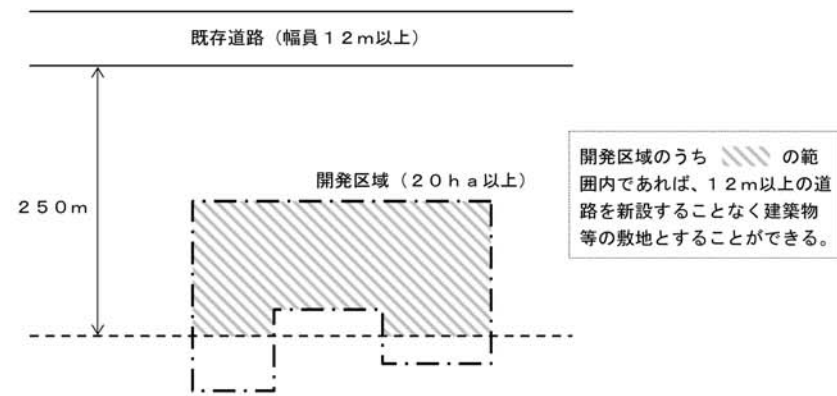


図3-19 市街化調整区域内の開発行為の例

現行は記載なし

7 交差点と隅切り

(1) 交差点の設置基準

ア 交差点を新たに設置することとなる場合、道路はできる限り90度に近い角度で交わるように計画してください。

イ 交差点の交差脚数は、原則として4以下としてください。また、くい違い交差点は交通安全対策上からできる限り避けてください。

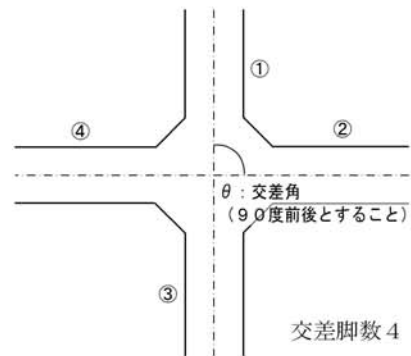


図3-20 交差点計画

ウ 区画道路が交差点付近で屈曲する場合、交差点から（既存道路との接続部から）少なくとも5m以上の直線部を設けてください。

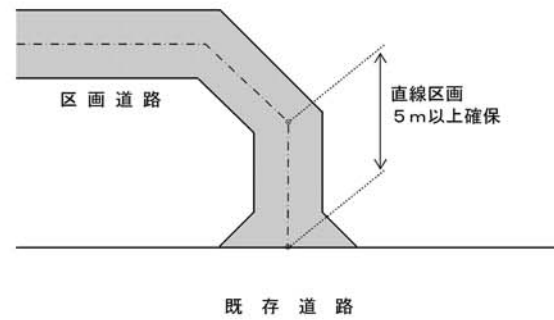


図3-21 区画道路が交差点付近で屈曲する場合

(4) 交差点と隅切り

ア 道路の交差点はできる限り90°に近い角度で交わるよう計画してください。(図23-12)

イ 道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は道路の屈曲部には、隅切りを設けてください。ただし、その角度が120°以上の場合は、この限りではありません。

ウ 交差点は、特別な場合以外は交差脚数は4以下とし、くい違い交差点などは交通安全対策上から避けてください。

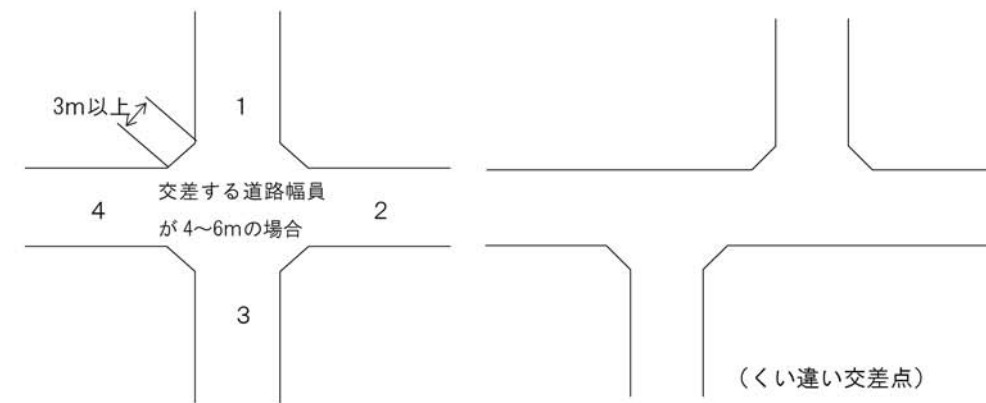


図23-12

(5) 屈曲部分の見通しの確保

道路が屈折する箇所には、道路の区分に応じた曲線半径をつけて交通の円滑化を図ってください。また、歩行者、自動車などの通行の安全を図るため適切な長さの見通しを確保するよう設計してください。

(2) 隅切り

歩道のない道路と歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどには隅切りを設けてください。(法施行規則第24条第6号より)

この規定において、「道路」とは、建築基準法第42条に規定する道路のほか、道路法による道路(明確な道路形態のあるもの。ただし、幅員2.0m未満のものは除く。)も含まれます。

また、「歩道のない道路」とは、歩車道が工作物等によって分離されていない道路のほか、歩車道が工作物によって分離されている道路であっても歩道の部分の幅員が2.0m未満の道路、さらにもつぱら歩行者の通行の用に供する道路も含まれます。

なお、歩道のある道路とほかの道路が同一平面で交差又は接続する箇所や歩道のある道路のまがりかどにも見通しの確保のため、原則として隅切りは設置するものとし、詳細については道路管理者との協議を行った上で決定してください。

隅切りの設置基準は、以下に示すとおりとします。

ア 隅切りとして切り取る部分は原則二等辺三角形とすること。(図3-22参照)

イ 隅切りとして切り取る部分の底辺長(隅切り長)は3m以上とすること。ただし、特に幅員が大きい道路に関しては別途協議とする。

また、対象となる道路がもつぱら歩行者の通行の用に供する道路である場合の隅切りは、交通の安全に支障がないときに限り、隅切り長を2m以上とすることができる。(図3-23 ③参照)

ウ 区画道路において、原則片隅切り(片側だけに隅切りを設けること)は認められない。ただし、交差角が60度を超え120度未満の場合で、切り取るべき部分の土地所有者の同意が得られない等、やむを得ない場合は、4m以上の長さを隅切り長とした片隅切りとすることができる。(図3-23 ④参照)

エ アからウによらず、道路の交差角が120度以上の場合は、交通の安全に支障がないときに限り道路の鈍角側の隅切りを設けないことができるものとする。

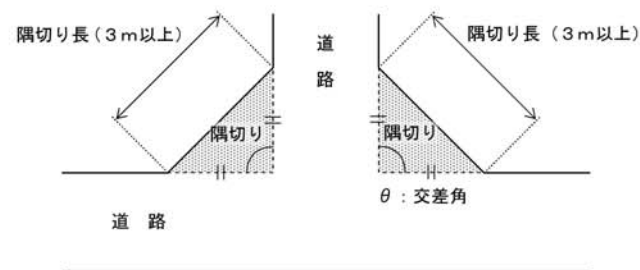
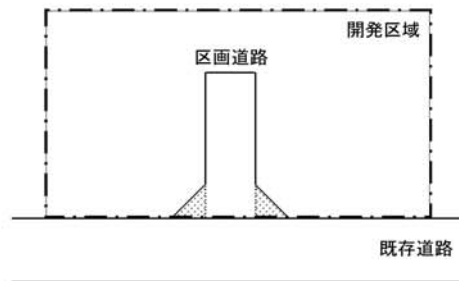


図3-22 隅切り

現行P56を参照

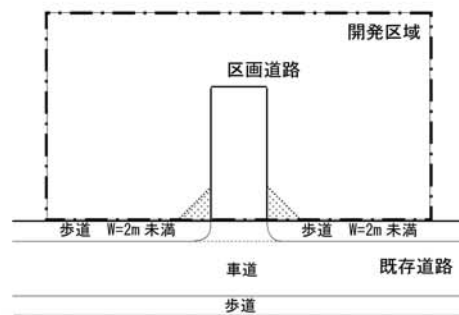
改正後

改正前



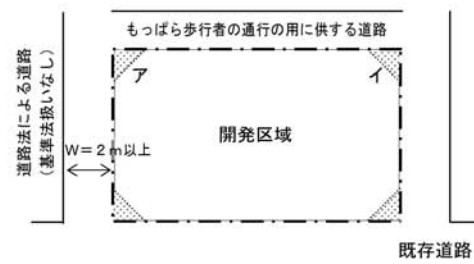
歩道のない道路と歩道のない道路の交差点には隅切りを設置する必要があります。

① 隅切り設置の例 (1)



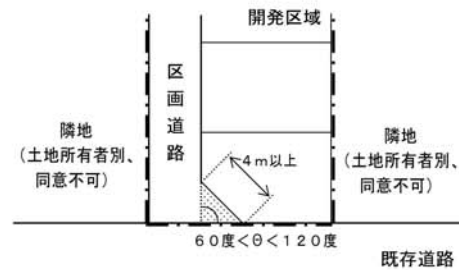
この場合、既存道路については歩道があるものの、幅員が2m未満であり、「歩道のない道路」とみなされます。よって、その交差点は、歩道のない道路と歩道のない道路の交差点となるため、隅切りを設置する必要があります。

② 隅切り設置の例 (2)



開発行為が既存の交差点に接して行われる場合でも、当該交差点には隅切りを新設する必要があります。なお、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路については、交通の安全に支障がないときに限り、隅切り長を2mまで緩和することができます。(左図ア、イ)

③ 隅切り設置の例 (3)



片隅切りは原則認められませんが、左図のような場合には、片隅切りとすることができます。(隅切り長は4m以上とする)

④ 隅切り設置の例 (4)


 新設が必要となる隅切り

図3-23 隅切り設置の例

現行P56を参照

8 歩道

(1) 歩道の設置

幅員が9m以上の区画道路には歩道を設置し、歩車道を分離してください。(法施行令第25条第5号より) また、歩道は縁石、防護柵等の工作物により車道と明確に分離してください。(法施行規則第24条第7号より)

なお、接続道路、接続先道路を拡幅して幅員9m以上の道路とする場合の歩道の設置については、別途協議するものとします。

(2) 歩道の切り下げ

歩道に車両の出入り口を設置する場合は、本市の「歩道切り下げ基準」に準拠してください。

9 道路の構造

(1) 道路の舗装

開発行為によって設置する道路は、アスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装としてください。

舗装厚その他の技術的細目については、日本道路協会の「舗装の構造に関する技術基準・同解説」、「舗装設計施工指針」、「舗装設計便覧」及び「舗装施工便覧」に準拠してください。

なお、道路の縦断勾配が大きい場合には、その勾配に応じて表3-7に示す構造を標準としてください。

表3-7 舗装の構造

道路の縦断勾配	舗装の構造	
	6.5%をこえる場合	9%をこえる場合
舗装の構造	すべり止め舗装 ※	セメントコンクリート舗装

※ すべり止め舗装とは、すべり止め効果を有するアスファルトコンクリート舗装、又はセメントコンクリート舗装のことを指すものとします。

5 道路構造

道路の構造は、道路法道路構造令に従って設計してください。

(1) 道路の横断勾配

道路には路面排水を速やかに行うことを目的として横断勾配を設けてください。

- ア アスファルトコンクリート及びセメントコンクリート舗装 1.5%~2.0%
- イ 歩道 2.0%以下

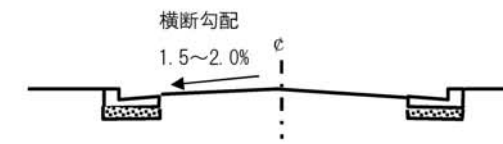


図23-19 道路の横断勾配

※ 縦断勾配については、P57に掲載しております。

(2) 道路舗装

道路は、その機能を十分発揮することができるように舗装してください。

なお、舗装厚その他の技術的細目については日本道路協会の「アスファルト舗装要綱」及び「セメントコンクリート舗装要綱」に準拠して施工してください。

- ア 縦断勾配が6.5%を超える道路については、すべり止め舗装を施工してください。
- イ 道路の縦断勾配が急な場合(9%~12%)には、セメントコンクリート舗装としてください。

6 道路構造物

(1) 次のような箇所には、通行の安全のためにガードレール、カーブミラー、道路照明等の防護施設及び交通安全施設を設置してください。

設置にあたっては、日本道路協会の「防護柵設置要綱」、「道路照明施設設置基準」に準拠して施工してください。

- ア 道路が崖面・河川・池・水路などに接近している箇所。
- イ 道路が屈曲している箇所。
- ウ 歩行者、通行車両及び住民の安全のために必要な箇所。

(2) 道路には、雨水等を有効に排出するために、次により適当な排水施設を設置してください。

また、排水施設は十分な能力の流末へ接続されていなければなりません。

- ア 道路側溝へは原則的に、汚水を放流しないように計画してください。
- イ 側溝は原則U型側溝で厚蓋と舗装止を設置してください。(図23-20)
- ウ L型街渠溝は、雨水の本管が路線に平行して設置されている場所に設置します。設置するますの間隔は20mを標準とします。
- エ 縦断勾配の急な道路で、路面の流水が予想される場合は、必要に応じて横断集水溝を設置してください。

(2) 道路の横断勾配

開発行為によって設置する道路は、路面排水を有効に排出するため、適当な値の横断勾配が附されていなければなりません。(法施行規則第24条第1号より) 横断勾配の値は原則として表3-8のとおりとしますが、道路の維持管理上支障がないと認められるとき、又は開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときはこの限りではありません。

表3-8 道路の横断勾配

道路の種類	車道	歩道
道路の横断勾配	1.5% ~ 2.0%	2.0% (透水性舗装を行うものにあつては1.0%)

(3) 排水施設

道路には、雨水等を有効に排出するために、次により適切な排水施設を設置してください。(法施行規則第24条第2号より)

- ア 道路に設置する排水施設は、十分な能力の流末へ接続されていること。
- イ 道路側溝へは原則的に汚水を放流しないこと。
- ウ 側溝は原則として、U型側溝又はL型側溝とすること。(図3-24参照)
- エ L型側溝は、雨水の本管が路線に平行して設置されている場所に設置すること。
- オ 設置するますの間隔は2.0mを標準とすること。
- カ 縦断勾配の急な道路で、表面排水が縦断方向へ流出することが予想される場合は、必要に応じて横断集水溝を設置すること。

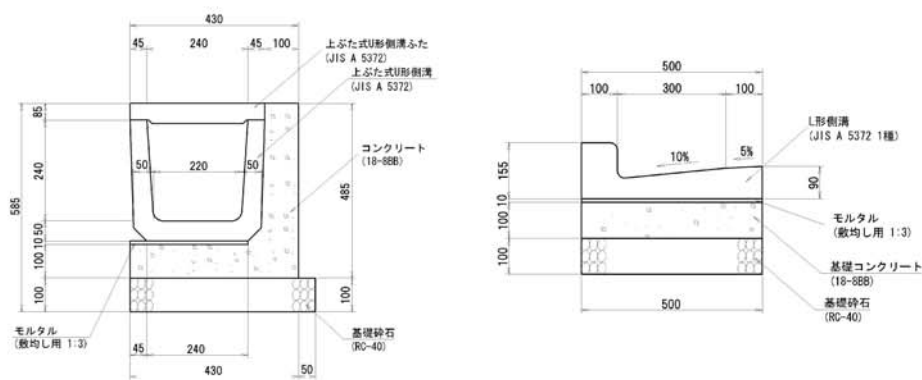


図3-24 道路排水施設の参考図

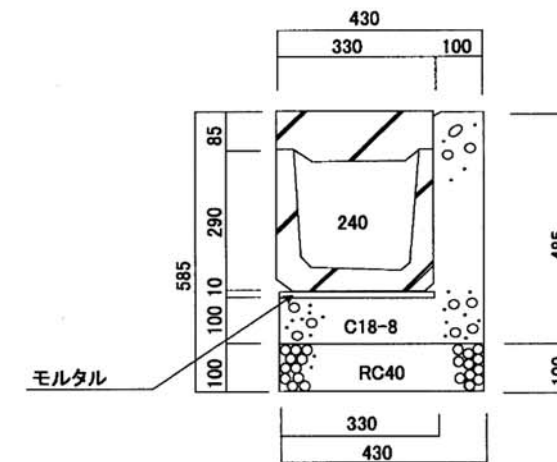


図23-20 U型側溝敷設(240用)参考標準図

7 歩道

歩道を設ける場合には、安全面、意匠面等に配慮して次の基準により設置してください。

- (1) 幅員9m以上の区画道路には、縁石、防護柵等により車道と分離された歩道を設置してください。
- (2) 歩道に車両の入り口を設置する場合は、本市の「歩道切り下げ基準」に準拠して設置してください。
- (3) 幅員3.5m以上の歩道には、別途植樹帯を設置してください。幅員2m以上3.5m未満の歩道には、必要に応じて別途植樹帯等を設置してください。
なお、構造、樹の種類、植栽等については、道路管理者及び公園管理者と協議してください。
- (4) 歩道と公開空地等が接する場合には、段差が生じないように整備し、官民境界には植栽等の設置を避けて、豊かな歩行空間の形成を目指してください。

改正後

改正前

(4) 道路付属施設

次のような箇所には、通行の安全のためにガードレール、カーブミラー、道路照明等の防護施設及び交通安全施設を設置してください。なお、設置にあたっては、日本道路協会の「防護柵の設置基準・同解説」及び「道路照明施設設置基準・同解説」に準拠してください。

- ア 道路が崖面、河川、池、水路などに接近している箇所
- イ 道路が屈曲している箇所
- ウ 歩行者、通行車両及び住民の安全のために必要な箇所

現行P 6 2を参照

10 道路の帰属

開発行為によって設置する道路は、原則として川崎市に帰属してください。ただし、道路管理者との協議の結果等により、やむを得ず自主管理とする場合はこの限りではありません。(法第39条より)

道路の帰属に際しては、道路管理者との協議を十分に行い(特に道路構造の設計については道路管理者の指示に従い行ってください)、以下に示す内容に注意して手続きを進めてください。

- (1) 道路と画地との境界を明確にするために、境界の屈曲点等の必要箇所に現況に応じた種類の境界標を埋設するとともに、「境界承諾書」を提出してください。境界標は市指定品を自費購入してください。
- (2) 境界標の埋設方法に関しては、「道路・水路及び調整池等の引継ぎに伴う川崎市道路台帳平面図等の作成基準」に示す方法で設置してください。
- (3) 道路敷地の帰属に伴う関係書類及び新設道路境界標の位置をプロットした道路台帳平面図を「開発行為及び開発行為に関する工事の検査」の10日前までに提出してください。

11 道路の占用

道路の占用物件の取扱いについては、事前に道路管理者等と協議してください。
道路の占用に関しては、以下に示す内容に注意して手続きを進めてください。

- (1) 新設あるいは拡幅する道路に、下水管、水道管、ガス管などの占用物件を設置する場合は、あらかじめ「占用物件位置図集」を作成し、道路管理者と協議してください。
- (2) 占用物件の設置は、「川崎市道路占用規則」に定める基準に従ってください。
- (3) 開発行為及び開発行為に関する工事完了検査時に埋設物件の占用位置(オフセット及び土被り)が明確に判断できる写真及び竣工図(占用物件表示図)を提出してください。
- (4) 竣工図(占用物件表示図)は、「道路敷地の帰属に伴う引継書」の提出時にも添付してください。
- (5) 各占有者は、道路の引継完了後、速やかに道路管理者へ「道路占用許可申請書」を提出してください。

※ 上記の内容については、あらかじめ道路管理者に確認したうえで、手続きを進めてください。

8 道路占用

占用物件の取扱いについては、事前に道路管理者と協議してください。

- (1) 新設あるいは拡幅する道路に、下水管・水道管・ガス管などの占用物件を設置する場合は、あらかじめ「占用物件位置図集」を作成し道路管理者と協議してください。
- (2) 占用物件の設置は、「川崎市道路占用規則」に定める基準に従ってください。
- (3) 開発行為及び開発行為に関する工事完了検査時に埋設物件の占用位置(オフセット及び土被り)が明確に判断できる写真及び竣工図(占用物件表示図)を提出してください。
- (4) 竣工図(占用物件表示図)は、「道路敷地の帰属に伴う引継書」の提出時にも添付してください。
- (5) 各占有者は、道路の引継完了後、速やかに道路管理者へ「道路占用許可申請書」を提出してその許可を受けてください。

9 道路の引継

- (1) 道路と画地との境界を明確にするために、境界の屈曲点等の必要箇所に現況に応じた種類の境界標を埋設するとともに、「境界承諾書」を提出してください。境界標は市指定品を自費購入してください。
- (2) 境界標の埋設方法に関しては、「道路・水路及び調整池等の引継ぎに伴う川崎市道路台帳平面図等の作成基準」に示す方法で設置してください。
- (3) 道路敷地の帰属に伴う関係書類及び新設道路境界標の位置をプロットした道路台帳平面図を「開発行為及び開発行為に関する工事の検査」の10日前までに提出してください。

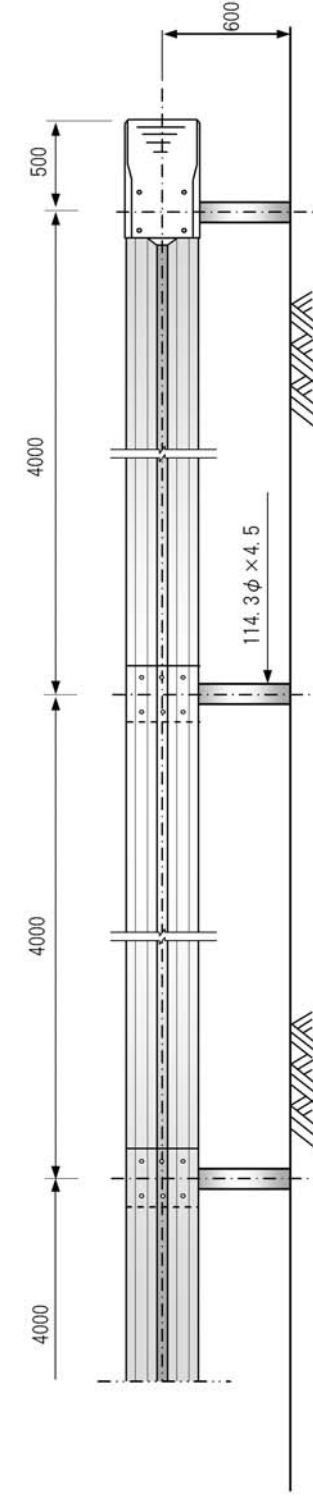
改正後

図を削除

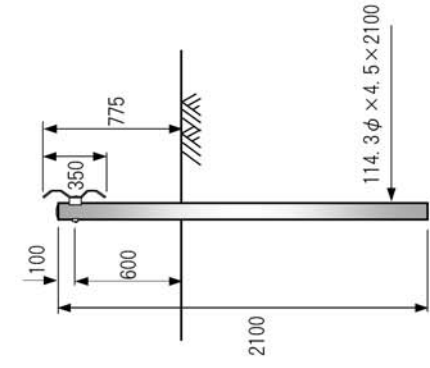
改正前

ガードレール工 (参考図)

図 23-21



土中建柱



コンクリート建柱

